

フランスにおける同化主義の意義

——国家統合原理としての共和国的価値とその限界——

江
口
隆
裕

1 はじめに

ある国が外国人を国民として受入れる政策のあり方としては、言語、文化をはじめとする社会的な価値について自国への同化を求める同化主義 (assimilationism) と、言語や文化の多様性を認める多文化主義 (multi-culturalism) に分けることができる。筆者は、前者の代表例としてフランスを、後者の代表例としてシンガポールを研究対象とし、シンガポールの多文化主義については別稿^①で紹介した。

そこで本稿では、フランスにおける同化主義がどのような法的根拠に基づき、どのような内容のものとして実際に適用されているかを検討する。これによって、フランスが立法という形で表明している「フランス」とは何か、「フランス人」とは何かを知ることができ、さらには、「フランス共和国」なるものを理解できることになる。

なお、本稿で紹介するのは、関係法令及びそれに基づく行政取扱いの実際であり、イスラム教徒のスカーフ (voile islamique ou hijab) 着用を巡る問題など、同化主義の適用に関する実態上の問題は、本稿では取り扱わない。

2 同化主義の法的根拠

(1) 民法典に至る経緯

フランスでは、フランス人の国籍要件を定める法的根拠のあり方、すなわち憲法か、法律か、法律の場合どの制定法によるかについては、変遷を繰り返してきた。直近では、一九九三年七月二二日の国籍法を改正する法律^③によって、一九四五年に制定された国籍法典 (Code de la nationalité française) の内容が「第I編の二 フランス国籍」として民

法典 (Code civil) に組み込まれ、国籍法典は廃止された。したがって、現在では、民法典がフランス人の国籍要件を定める法的根拠となっている。

このように民法典で国籍要件を定めるということは、国籍法典か民法典かという制定法の形式的相違にとどまらず、フランス人という概念の捉え方の違いを反映している。すなわち、フランスの国籍を取得すること、すなわちフランス人になるということに、私法上の権利主体性と政治的権利主体性のいずれ (又は両者) を結びつけるのかという問題である。そこでまず、この問題の沿革を簡単に振り返っておきたい。

フランス革命後最初の憲法である一七九一年憲法では、国民立法議會は間接民主制をとり、その議員を選挙する選挙人の選挙権を有する「能動的市民」の要件と、「フランス市民」の要件のいずれも憲法で定めていた。そして、後者の要件は父系血統主義と生地主義に基づき決定し、前者の要件は、後者のうち二五歳以上の男子で納税要件や国家貢献要件等を満たす者に限定していた。⁽⁴⁾

第一共和政下で未施行に終わった急進的内容の一七九三年憲法では、フランス人の要件について生地主義をとった上で、立法府議員の選挙を直接普通選挙とした。その選挙権については、資力要件などを設けず、二一歳以上のフランス人男性のほか、外国人であっても、一年以上フランスに居住する二一歳以上の者が社会貢献要件等を満たせば、フランス市民として政治的権利を行使できるとした。⁽⁶⁾

穏健派ブルジョアジーのための一七九五年憲法は、フランス人の要件について生地主義をとったものの、間接選挙による二院制をとり、両院の議員を選出する選挙人会のメンバーを選ぶ第一次選挙人会の構成員の要件として、二一歳以上のフランス人であることのほかに、居住要件と納税要件を定めた。また、外国人についても、居住要件を七年に延長するなどした上で、フランス市民になれるとした。⁽⁷⁾

ナポレオン・ボナパルトによるクーデタの後に制定された一七九九年憲法は、フランス人の要件について生地主義をとり、フランス市民の要件についても、納税等の社会的要件を課すことなく、単純な生地主義をとった。しかし同時に、同憲法は、三重の間接民主制を取り入れ、市民の公職者選出権を実質的に無意味なものとした。⁸⁾

一八〇二年憲法は、ナポレオン・ボナパルトの独裁体制を確立するためのものであり、市民はカントン（小郡）議会の構成員になるものの、立法府議員の実質的な任命権は、終身の統領たるナポレオンが握っていた。さらに、一八〇四年憲法では、ナポレオンがフランス人の皇帝となることを宣言し、第一帝政を確立したが、市民の権利については、何ら触れていなかった。⁹⁾

ところが、この一八〇四年憲法が制定される二月前の一八〇四年三月、ナポレオン法典と呼ばれるフランス民法典が公布された。この民法典では、第七条で「私権の行使は、市民の資格とは別であり、市民の資格は、憲法の規定のみに従って取得され、保持される」と定め、私権の主体であるフランス人と、政治的権利の主体であるフランス市民の資格は別に観念され、後者は憲法で定めることを明示したのである。その上で、続く第八条で「すべてのフランス人は、私権を享有する」と定め、民法典で規定するフランス人とは、私権の享有主体としてのフランス人であることを明らかにした。これによって、フランス人とフランス市民の概念が明確に区別され、民法典ではフランス人を規定し、憲法では政治的権利を行使するフランス市民の資格を定めることになった。同時に、民法典は、フランス人の要件として、一七九三年憲法以来基本とされてきた生地主義を改め、ローマ法以来の伝統である血統主義をとった。¹⁰⁾

現行のフランス民法典は、第七条で「私権の行使は、政治的権利の行使とは別であり、政治的権利は、憲法的法律及び選挙法に従って取得され、保持される」と定め、それに続く第八条で「すべてのフランス人は、私権を享有する」と定めており、一八〇四年の民法典の考え方を踏襲している。これと異なる点は、「市民」という概念を用いずに「政

治的権利の行使」と表現し、その取得・保持要件を、憲法だけでなく選挙法にも委任していることである。

(2) 民法典の国籍規定

以上のような経緯の下で、民法典第一編の二「フランス国籍 (De la nationalité française)」においてフランス人の国籍要件を定めることになった。そこで、まず、フランスの国籍取得要件を概観しておく。

フランス国籍の取得事由は、同編の第二章「生来のフランス国籍」と、それ以外の事由による「フランス国籍の取得」(第三章)に分かれている。

(ア) 生来のフランス国籍 (nationalité française d'origine)

第二章「生来のフランス国籍」はさらに、第一節「親子関係によるフランス人」と第二節「フランスにおける出生によるフランス人」に分かれている。

(a) 第一節「親子関係によるフランス人 (Français par filiation)」(第一八条～第一八一一条)

この節では、「両親の少なくとも一人がフランス人である子は、フランス人である」と定めており(第一八条)、これが殆どのフランス人に関する国籍決定の基本となっている。つまり、血統主義が国籍取得の基本なのである。

ただし、国籍取得方法については、後述するように生地主義も取り入れていることから、例えば、移民自身は外国人であっても、フランスで生まれたその子はフランス人となり、その子から生まれた子(移民の孫)は、出生地を問わずにフランス人になる。このような生地主義と血統主義の交錯によって、血統としての「フランス人」そのものが希薄化していくことになる。

(b) 第二節「フランスにおける出生によるフランス人 (Français par la naissance en France)」(第一九条〜第一九一四条)

ここでは、両親が不明の場合や無国籍の場合について、フランスで生まれた子はフランス人となるとする生地主義に基づく規定を設けているが、これらはいずれも例外的場合である。

(イ) フランス国籍の取得 (Acquisition de la nationalité française)

生来以外の事由によるフランス国籍の取得は、国籍の取得事由によってさらに次の五つの款に区分されている。その内容は以下のとおりだが、そのうちの (c) 第三款「フランスでの出生と居住を理由とするフランス国籍の取得」が生地主義の中心的な規定である。

(a) 第一款「親子関係を理由とするフランス国籍の取得 (Acquisition de la nationalité française à raison de la filiation)」(第二一条)

この款の唯一の条文である第二一条は、「単純養子は、養子の国籍に何らかの効果を当然に及ぼすものではない」とだけ定めている。ちなみに、単純養子 (adoption simple) とは、相続権を含め、実親との関係も継続する養子であり (第三六四条)、養子の年齢にかかわらず行うことができる (第三六〇条) のに対し、完全養子 (adoption plénière) とは、養子関係の成立によって実親との関係が切断されてしまうものであり (第三五六条)、一五歳未満の子を対象とする (第三四五条) などの条件がある。

(b) 第二款「婚姻を理由とするフランス国籍の取得 (Acquisition de la nationalité française à raison du mariage)」(第二一一条～第二一六条)

この款では、「婚姻は、国籍に何らかの効果を当然には及すものではない」(第二一一条)と規定した上で、フランス人と婚姻した外国人は、婚姻関係が実質的に中断していなければ、原則として、婚姻から四年後に、申請によってフランス国籍を取得できることを定めている(第二一一条)。

ただし、外国人の配偶者は、「コンセイユ・デタのデクレで定められる水準及び評価方法によるフランスの言語に関する十分な知識」を有することを証明しなければならぬとして、フランス語への同化を要件としている(同条第三項)。さらに、政府は、言語のほか、同化の不適格若しくは欠如(indignité ou défaut d'assimilation)を理由として、外国人配偶者のフランス国籍取得に異議を申し立てることができる(第二一四条)。これを受け、外国人の配偶者の一夫多妻の実際の状況、又は一四歳未満の者に対し刑法典第二二一九条で定める罪(傷害罪)を犯したため有罪判決が下された場合は、同化の欠如をもたらすとしている(同条第二項)。

前者の「外国人の配偶者の一夫多妻の実際の状況」とは、現在も一部のイスラム教国で認められている一夫多妻制(polygamie)を意味している。キリスト教を文化的、社会的基礎とするフランスでは、海外県だったアルジェリアにおけるイスラム教徒の現地人をフランス人として認めようとした一八六五年七月一四日のデクレ・クレミュでこの問題が顕在化した⁽¹⁾が、それ以降現在まで、一夫多妻制は、フランス社会への同化欠如事由となっている。

(c) 第二款「フランスでの出生と居住を理由とするフランス国籍の取得 (Acquisition de la nationalité française à raison de la naissance et de la résidence en France)」(第二一七条～第二一八条)

この款が、生地主義の中心となる規定である。ここで定める要件に該当すれば、その者は当然にフランス国籍を取得することになり、これに対して政府が異議を申し立てることはできない。

具体的には、第二一七条で「両親が外国人であつて、フランスで生まれたすべての子は、成人になった時点においてフランスに居所を有し、かつ、一歳以降継続的又は非継続的に少なくとも五年間フランスに常居所を有していた場合には、成人になったときにフランス国籍を取得する」と定めている。この条文を分解すると、①両親が外国人であっても、その子がフランスで生まれ、②一歳以降継続的又は非継続的に少なくとも五年間フランスに常居所を有し、③成人になった時点でもフランスに居所を有していれば、④成人になったときにフランス国籍を取得することになる。ここで、③の「居所」(résidence)とは、事実上の所在地を意味するのに対し、②の「常居所」(résidence habituelle)は、法律上の住所 (domicile) を意味している⁽¹³⁾。

このほか、両親が外国人であつてフランスで生まれた子が、八歳以降フランスに常居所を有していれば、一三歳になったときから自分の名でフランス国籍を請求できるといった特則もある(第二一七条)。

このような生地主義の採用によって、例えば、親が移民であっても、その子が①③の要件を満たせば、その親は外国籍であるにもかかわらず、その子はフランス人となり、これを拒むことはできない。ただし、その子が外国の国籍を有している場合には、成人に達した時点でフランス人の資格を辞退することができるという例外規定がある(第二一八条)。

- (d) 第四款「国籍申請によるフランス国籍の取得 (Acquisition de la nationalité française par déclaration de nationalité)」(第二二―一二条―第二二―一四条)
- この款では、以下に掲げる者について、申請による国籍の取得を認めている。ただし、(c)の場合と異なり、同化の不適格又は欠如を理由として政府から異議を申し立てられることがあるほか、法定の要件を満たさない場合にも、大臣、検察官等によって異議が申し立てられることになる(第二六条―第二六―四条)。
- ① フランス人の単純養子となった子、少なくとも五年前からフランスに引き取られフランス人に育てられた子、少なくとも三年前から児童福祉に託された子、フランスの養育組織に引き取られ少なくとも五年前フランスの教育を受けた子(第二二―一二条)
- ② 一〇年間継続してフランス人の身分占有を享受した者(第二二―一三条)。身分占有 (possession d'état) とは、実の親子でなくても、実の親子と同じような事実関係にある者であって、裁判官の公知証書によってそれが証明された者をいう(第三二―一一条)。フランスでは、出生 (naissance) 及び認知 (acte de reconnaissance) のほか、身分占有を証明する公知証書 (acte de notoriété constatant la possession d'état) が親子関係の発生原因とされている(第三二―一三条)。
- ③ 少なくとも二五年前からフランスに合法的、恒常的に居住し、フランス国民の直系尊属である六五歳以上の者(第二二―一三―一一条)。例えば、移民の子が生地主義によってフランス国籍を取得したものの、その親である移民は外国籍のまま高齢になってもフランスに居住し続けている場合がこれに該当する。この場合には、政府が、同化の不適格又は欠如を理由とする異議を申し立てることができる。
- ④ 六歳からフランスに恒常的に居住し、フランスの義務教育を受けた者であって、生地主義に基づきフランス国籍

を取得した兄弟姉妹がいるもの(第二二―二三―二条)。この者についても、政府が、同化の不適格又は欠如を理由とする異議を申し立てることができる。

⑤ その他フランス軍で軍務に従事した者の生存配偶者など(第二二―一四―条)。

(e) 第五款「当局の決定によるフランス国籍の取得 (Acquisition de la nationalité française par décision de l'autorité publique)」(第二二―一四―一条〜第二二―二五―一条)

(i) 帰化要件としての共同体への同化

当局の決定によるフランス国籍の取得とは、フランス国籍の取得を希望する外国人に対し当局の決定によって国籍を付与するもので、申請に基づきデクレで帰化 (naturalisation) を認めることによつて、国籍取得が生じる(第二二―一五―条)。帰化が認められるためには、原則として、一八歳以上であること(第二二―二二―条第一項)、申請書提出前の五年間フランスに常居所があること(第二二―一七―条)のほか、「フランス共同体への同化 (son assimilation à la communauté française)」を証明することが求められる(第二二―二四―条)。これがフランスの国籍取得における同化要件である。

(ii) 居住要件の特則

このうち五年間の常居所要件については、以下の特則が定められている。

- ① 常居所要件が二年間に短縮される者(第二二―一八―条)
- ・二年間の高等教育を受けてフランスの大学又は高等教育機関で学位を取得した外国人
 - ・その能力や才能によつてフランスに対し重要な貢献をし、又はできる者

・市民活動、科学、経済、文化又はスポーツの分野の活動で高い評価を得て、社会の統合に特別な経歴を有する者

② フランスでの滞在要件が不要とされる者（第二一―一九条）

- ・フランス軍隊で実際に軍務を遂行し、又は、戦時中にフランス軍若しくはその同盟軍と志願兵契約を結んだ外国人
- ・フランスに対して特別な貢献をした外国人又はその者の帰化がフランスにとって特別な利益となる外国人
- ・亡命者・難民

・フランス文化・言語圏 (*l'entité culturelle et linguistique française*) に属する者。フランス文化・言語圏に属する者とは、公用語の一つがフランス語の領土・国家の所属民か、フランス語が母国語か、又は、フランス語の教育施設で最低五年間教育を受けたことを証明した者をいう（第二一―二〇条）。

(iii) 特別な国籍取得

次の者については、フランス国のために身命を捧げたことなどから、申請がなくても、国防大臣の推挙に基づきデクレによって国籍が授与される（第二一―一四―一条）。

- ① フランス軍に従事した外国人であつて、任務遂行又は作戦実施中に負傷し、かつ、国籍を申請した者
- ② ①の者が死亡した場合に、死亡した親と同じ常居所を有していた未成年の子

3 同化要件の具体的内容

(1) 民法典第二一―二四条の内容

同化主義を国籍取得要件として具体化した民法典第二一―二四条は、「何人も、その立場に応じ、コンセイユ・デタ

のデクレで定められる水準及び評価方法によるフランスの言語、歴史、文化及び社会並びにフランス国籍及び共和国の基本的な価値と原則への同意により授けられる権利と義務について特に十分な知識を有することによって、フランス共同体への同化を証明しないと、帰化できない」と定めている。ここでの中心概念は「フランス共同体への同化」であり、フランス共同体に同化しているとみなされるためには、①「コンセイユ・デタのデクレで定められる水準及び評価方法によるフランスの言語」、②「コンセイユ・デタのデクレで定められる水準及び評価方法によるフランスの歴史、文化及び社会」、さらに、③「フランス国籍及び共和国の基本的な価値と原則への同意によって授けられる権利と義務」について、④各人の「立場に応じ」、「特に十分な知識を有すること」を証明しなければならない。

この条文を受け、「国籍の申請、フランス国籍の帰化、回復、喪失、はく奪及び取消しに関する一九九三年二月三〇日のデクレ第九三―一三六二号¹³⁾」第三七条で、上記①と②に関する具体的な水準及び評価方法が定められている。

(2) フランス語の能力と水準

まず、(1)①のフランス語については、前記デクレ第三七条第一号において、「言語のための欧州共通基準大綱(CECR L)」の《聞く》《会話に参加する》及び《連続して口頭で表現する》がB1の水準であることが定められている。ここで注目すべきは、日本の語学教育で重視されている《読む》、《書く》能力が評価項目に含まれていないという点である。

このB1の水準については、このデクレを受けた二〇一一年一月三〇日付け内務・海外県・地方自治体及び移民担当大臣通達¹⁴⁾において、次の表の形で具体的に示されている。これによると、言語のための欧州共通基準大綱(CECR L)の能力レベルは、初級者(utilisateur élémentaire)(A1、A2)、自分で話せる者(utilisateur indépendant)(B1、

(表) 言語のための欧州共通基準大綱 (CECRL) の能力レベル

初級者	A1	口語的で日常的な表現並びに具体的な必要を満たす極めて簡単な話を理解できる。自己紹介や他人の紹介、それらに関する質問—例えば、居住地や他人との関係、自分の物などを理解でき、同様の質問にも答えられる。話し相手が、ゆっくりと明瞭に話し、協力的な態度を示せば、簡単なコミュニケーションができる。
	A2	文脈から離れた言葉並びに優先度の高い目の前の分野でしばしば使われる表現(例、自分及び家族の簡単な情報、買い物、近所の環境、仕事)を理解でき、単純で直接的な情報交換しか要求しない簡単に慣れた仕事の際に、日常的で身近な主題についてコミュニケーションができる。その職業や身近な環境について簡単な方法で説明でき、かつ、目の前のテーマについて言及できる。
自分で話せる者	B1	標準的で明確な言葉が使われ、仕事や学校、趣味などの身近なことに関するときは、基本的なことを理解できる。対象とする言葉が話される地域に旅行した際に生じる大体の事柄に対処できる。身近なテーマや関心のあるテーマについて、簡単に一貫性のある議論ができる。出来事や経験、夢について話し、希望や目的を説明し、計画やアイデアについてその理由や説明を簡潔に述べることができる。
	B2	専門分野における技術的な議論を含む複雑な文献について、具体的又は抽象的テーマの本質的な内容を理解できる。生来の言語とする相手と、お互いに緊張せず、自然にゆとりをもってコミュニケーションができる。ある範疇のテーマについて明確で詳細に説明でき、ニュースのテーマについて意見が言え、いくつかの可能性に関しそのメリットとデメリットを説明できる。
熟練者	C1	ある範疇の長く難解なテキストを理解でき、言外の意味も把握できる。それほど言葉の意味を考へることなく、自然かつ流ちょうに説明できる。社会生活や職業、学問上の分野において、効果的かつ柔軟にその言葉を利用できる。複雑なテーマについて、明確に論理立てて説明でき、計画や構成、議論の一貫性をコントロールして意見表明できる。
	C2	読み又は聞いたことのすべてを特段の努力なく理解できる。書かれたり聞いたりした様々な情報源による事実又は議論を矛盾なく再現できる。複雑なテーマについて、自然で流ちょうかつ詳細に説明でき、意味の微妙なニュアンスの違いを説明できる。

B2) 及び熟練者 (utilisateur expérimenté) (C1, C2) の三ランク六段階に分かれており、フランスへの同化要件として求められるのは、このうちのB1の水準とされている。これは、日常生活に必要な会話ができる水準 (A) よりも上だが、専門分野について複雑な会話ができる水準 (B2) よりも下であり、前記デクレで定める「身近なテーマについて簡単に一貫した話をする能力」を意味している。

このフランス語の能力に関しては、上記水準と同等かそれ以上の水準であることを証明する免状 (diplôme) を提出することによって証明するのが基本だが、このような免状をもっていない者は、大臣告示で定められたリストに記載されている語学試験を受験し、合格者に交付される証明書の提出をもってそれに代えることができる。

(3) 歴史、文化及び社会の知識

(ア) デクレの内容

(1) ②の歴史、文化及び社会の知識については、前記デクレ第三七条第二号において、帰化申請者に求められるフランス社会の歴史、文化及び社会の知識の基本的な要素及びその水準として、次の事項が定められている。

(a) フランスの歴史の重要な出来事・申請者は、社会生活でかかわってくる基本的な出来事や人物を理解し、位置づけることができる歴史的構造について基礎的知識をもっていること。

(b) 共和国の原則、シンボル及び制度・申請者は、社会における生活のルール、特に、法律、基本的自由、男女平等を中心とした平等及び政教分離の尊重並びに国家的、国土防衛的水準に関するフランスの政治的、行政的組織の基本原理に関することを知っていること。

(c) フランス市民権の行使・申請者は、国籍を取得した場合に課せられるであろう、フランス市民の権利と義務の憲

章で述べられている基本的な権利と義務を知っていること。

(d) ヨーロッパ及び世界におけるフランスの位置・申請者は、世界の中でフランスが占める地位の特徴及びEUの基本原理の基礎的知識を有すること。

(イ) 「市民の手引き」の内容

さらに、このデクレでは、(ア) で述べた知識の分野と水準の内容を帰化担当大臣が「市民の手引き」(livret du citoyen)として示すことを定めており、それを求めるすべての市民に配布し、ネットで入手できるようにしている。この「市民の手引き」はネットで容易に入手できるが、ここでは、どのような内容が記載されているのかを知るため、二〇一五年三月に内務省が発行した市民の手引きの概要を紹介する。

手引きは、全体で二五頁の小冊子であり、その構成及び内容は、次のとおりである。そのうちの「歴史」と「フランスに帰化し貢献した外国人」については、そこで記されている具体的な出来事や人物の名称を記した。これらを見ると、日本人が一般的に理解しているフランスの特徴的な出来事や著名な人物との間に多少のギャップを感じるようになるかもしれない。

○ 「市民の手引き」の概要

・前文

・フランス共和国の価値及び原則…民主制、フランス革命、国旗、国歌、革命記念日、マリアンヌ、共和国の言語としてのフランス語、自由、平等、貢献、政教分離、市民の権利と義務(公共サービス財政への拠出義務、公職に就く権利、国防に貢献する義務)

- ・フランス共和国の民主的政治組織…フランスは、民主主義国家で、法治国家であること。その原則は、人民の、人民による、人民のための政府であること等
- ・市町村、県、地域圏の仕組み
- ・歴史…前史時代(紀元前一八〇〇〇～一五〇〇〇年…ラスコーの洞窟) ↓ 古代(紀元前五〇年…ローマ帝国) ↓ 中世(五世紀…クロビス、一五世紀…ジャンヌ・ダルク、一六世紀…アンリ四世) ↓ 近代(一七世紀…モリエール、一八世紀…ルイ一四世の統治、啓蒙思想家(ルソー、ボルテール、デイドロ)) ↓ フランス革命 ↓ 帝政(ナポレオン一世、一八四八年の奴隷制廃止、植民地帝国の建設、ヴィクトル・ユーゴ(一八〇二～一八八五)) ↓ 第三共和政の誕生(一八七五) ↓ 一九一四～一九一八(第一次世界大戦) ↓ 一九三九～一九四五(第二次世界大戦、ヴィシー体制(一九四〇～一九四四)、シャルル・ドゴール(一八九〇～一九七〇)) ↓ 一九五〇～一九八二(フランスの脱植民地化(一九五〇～一九六二)、ローマ条約(一九五七)、一九六八年五月の学生運動、成人年齢の一八歳への引上げ(一九七四)、妊娠中絶の合法化(一九七五)、死刑の廃止(一九八二))
- ・フランスに帰化し貢献した外国人…ギヨーム・アポリネール(一八八〇～一九一八、母はロシア、父はスイスの詩人)、ジョセフィン・ペーカー(一九〇六～一九七五、アメリカ出身の歌手、レジスタンスのリーダー)、アンドレ・シュレイ(一九二〇～二〇一一、エジプト生まれのフランス文学者)、マルク・シャガール(一八八七～一九八五、ロシア出身の画家)、ヴァレリ・バンギイギイ(一九六一～二〇一三、アルジェリア出身の女優)、ダリダ(一九三三～一九八七、エジプト出身の歌手)、ジョルジュ・シャルパク(一九二四～二〇一〇、ポーランド出身の物理学者、ノーベル物理学賞受賞)、マリ・キュリー(一八六七～一九三四、ポーランド出身の物理学者、パンテオンに埋葬)、レオン・ガンベッタ(一八三八～一八八二、イタリア商人の孫、第三共和政の父)、フランソワーズ・ジロー(一九一六～

二〇〇三、スイス出身の出版界の大物、L'Expressの共同創始者)、ロマン・ガリ(一九一四―一九八〇、ロシア出身の作家、ゴンクール賞を二度受賞)、ジョセフ・ケセル(一八九八―一九七九、アルゼンチン生まれの記者・作家)、ヴァシイ・カンデンンスキー(一八六六―一九四四、ロシア出身の画家)、ミリアム・マケバ(一九三二―二〇〇八、アパルトヘイトと闘った南アフリカ出身の歌手、グラミー賞授賞)、アラン・ミム(一九二二―二〇一三、アルジェリア出身のマラソン選手)、ジョルジュ・ムスタキ(一九三四―二〇一三、ギリシャ系イタリア人の歌手)、アルン・タジエフ(一九二四―一九九八、ワルシャワ生まれの火山学の父)、レオン・ジトロン(一九一四―一九九五、ロシア生まれのジャーナリスト)

・ヨーロッパと世界の中のフランス…フランス市民はEU市民であること、フランスは世界で五番目の大国であること、フランス語は七〇か国で話されていること、フランス経済の重要性

・フランスの特徴…フランスの人口、面積、景観(モンブラン、モンサンミッシェル、ロワールの城)

・フランス行政地図

・一七八九年の人と市民の権利宣言

(4) 市民の権利と義務

(ア) 「フランス市民の権利と義務の憲章」

(1) ③の「フランス国籍及び共和国の基本的な価値と原則への同意によって授けられる権利と義務」については、「民法典第二二―二四条で定めるフランス市民の権利と義務の憲章を承認した二〇二二年一月三〇日のデクレ二〇二二―一二七号」¹⁶において、「フランス市民の権利と義務の憲章」(以下「市民憲章」ということがある。)としてその内

容が定められている。

さらに、二〇二二年一〇月一六日付け内務大臣通達¹⁷⁾で、市民憲章の署名の方式や効果を定めている。それによると、市民憲章は、帰化又は国籍の回復という当局の決定によるフランス国籍取得の場合にのみ適用されるものであり、これらの事由によってフランス国籍を申請したすべての者は、市民憲章を理解し、同意することを証明するため、市民憲章に署名しなければならず、これを拒んだ場合には、フランス共同体への同化を欠くとして、帰化の申請の不受理を宣言されることになる。

前記通達によると、市民憲章には、統合高等評議会 (Haut Conseil à l'Intégration) によって作成された前文も含まれるとされているので、以下、その前文を含めた「フランス市民の権利と義務の憲章」を掲載する。

○「フランス市民の権利と義務の憲章」

○〇県知事／副知事／領事

あなたは、フランス人になることを望んでいる。それは、重要で熟慮を重ねた決定である。フランス人になるということは、単なる行政手続きではない。フランス国籍を取得するということは、あなただけでなく、あなたを超えて、あなたの子孫も拘束する決定である。

あなたを迎え入れ、かつ、あなたの国となるこの国を受け入れ、その歴史、その原則及び価値を受け入れ、並びに、国民共同体に統合されてこの国を守るのに貢献することを承諾し、かつ、その将来の連帯した行為者となろうとする意思は、あなた及びあなたの子孫のためである。それと引き換えに、フランスは、あなたを共和国の市民として認める。

あなたは、フランス国籍を取得したら、資格を取得したその日から、フランス市民の資格に結び付けられるあらゆる権利を享受し、あらゆる義務を負う。フランス人になったら、あなたはもはや、フランスの領土において、他の国籍を主張することはできない。

すべてのフランス市民の権利と義務、特に各人のフランス共和国に対する忠誠の良き理解を確認するため、この憲章を理解し、それに同意するなら、署名をしなければならない。あなたの署名は、あなたの契約の証であり、フランス国籍を取得するために不可欠な条件である。

フランス市民の権利と義務の憲章

この憲章は、民法典第二一―二四条に基づき、共和国の原則及び基本的な価値を再確認し、かつ、憲法又は法律から帰結する市民の権利と義務を明記する。

フランス共和国の原則、価値及びシンボル

フランス人民は、一七八九年八月二六日の人と市民の権利の宣言及び歴史的に受け継がれた民主的諸原則を認める。

フランス人民は、共和国のシンボルを尊重する。

国旗は、青、白、赤の三色旗である。

国歌は、ラ・マルセイエーズである。

共和国の標語は、《自由、平等、貢献》である。

国の祝日は、七月一四日である。

《マリアンヌ》は、共和国のシンボルの肖像である。

共和国の言語は、フランス語である。

フランスは、その原則が一九五八年一〇月四日の憲法で定められている、不可分で、政教分離の、民主的かつ社会的な一つの共和国である。

不可分…国家の主権は、人民に属する。人民は、選挙で選ばれた代表者及び国民投票によってその主権を行使する。人民のいかなる部分も、いかなる個人も、主権の行使を奪われない。

政教分離…共和国は、信教 (conscience) の自由を保障する。共和国は、あらゆる信仰 (croyance) を尊重する。各人が、宗教を信じ、信じず、変えるのは自由である。共和国は、信仰 (cultes) の自由な行使を保障するが、それを公認せず、それにいかなる賃金も支払わず、いかなる補助金も出さない。国家と宗教は、分離されている。

民主的…共和国の原則とは、人民の、人民による、人民のための政府である。直接であれ、間接であれ、選挙は常に、普通選挙で、平等で、投票の秘密が保障される。法律は一般意思の表明であり、すべての市民は、それを尊重しなければならない。何人も、法律が命じないことを行うのを強制されることはない。フランス人民の名において、裁判は独立である。警察力は、法律の尊重及び裁判の決定を保障する。

社会的…国は、個人及び家族に対して、その発展に必要な条件を保障する。

共和国は、すべての者に対し、個人及び財産の安全を保障する。

フランス市民の権利と義務

(EU) に参加する。

すべての人間は、人種、宗教及び信仰による差別なく、譲り渡すことのできない権利を有する。共和国の領土にお

いて、この権利は各人に保障され、人はみなその権利を尊重する義務を負う。フランス市民の資格には、個人の権利と義務のほか、人民の代表の選挙に参加する権利及び国防に協力し又は陪審に参加する義務を伴う。

自由

人間は、自由かつ権利において平等に生まれ、存在する。

自由とは、他人を害しないすべてのことを行うことができることである。

人に対して払うべき敬意は、その尊厳を害するすべてのことを禁止する。人間の身体は不可侵である。

何人も、その表明が公序を乱さない限り、その意見によつて咎められることはない。すべての市民は、法律で定められた自由の乱用に該当しなければ、自由に意思を表明し、書き、出版することができる。

人はみな、その私生活を尊重される権利を有する。

何人も、法律の定める事由と手続によらなければ、起訴され、逮捕され、又は拘留されない。

人はみな、裁判で有罪と判断されるまでは、無罪と推定される。

人はみな、団体を作り、又はその選択する団体に参加する自由を持つ。人はみな、自由に政党又は政治団体に加入し、労働組合活動によつてその権利及び利益を守ることができる。

一八歳以上であつて、市民権を享有するすべてのフランス市民は、選挙人となる。選挙人の資格を持つ市民はみな、法律の定める条件のもと、立候補をすることができる。

人はみな、所有権を有する財産を尊重される権利を有する。

平等

すべての市民は、性、出自、人種又は宗教による差別なく、法の前に平等である。法律は、保護するためであれ、

罰するためであれ、すべての者に対して同じである。

男性と女性は、すべての分野で同じ権利を持つ。

共和国は、選挙の権限、公選による職並びに職業上の及び社会的な要職への女性と男性の平等なアクセスを支援する。

配偶者のいづれも、自由に職業活動を行い、収入を受け取り、共通の負担をした後は、思い通りにそれを使用することができ。

両親は、共同で親権を行使する。彼らは、子どもに教育を与え、その将来に備える。

教育は、男女を問わず一六歳になるまでの子どものための義務である。すべての段階における無料かつ宗教から分離された公教育の組織化は、国家の義務である。

フランス市民は平等であり、その能力に応じて、すべての公職に就くことができる。

貢献

すべてのフランス市民は、国の防衛及び国家の統一に協力する。

フランス人の資格を得た者が国防の義務を果たさず、又は、フランスの基本的な利益に反する行為をした場合には、フランス国籍をはく奪されることがある。

各人はみな、その資力に応じ、租税及び社会保険料を支払うことによって、国の支出に拠出する義務を負う。

国は、すべての者に対し、健康の保護、母性の安全及び休暇の権利を保障する。すべての者は、年齢、身体又は精神の状態、経済的状况によって働くことができなるときは、共同体から生存に適切な手段を手に入れる権利を有する。

年 月 日 於

申請者氏名

署名

(イ) 若干のコメント

市民憲章は、「フランス共和国」及び「フランス人」であることに關するフランス国の公式見解である。日本人なじみの深いフランスではあるが、ここに書かれていることから、日本人が一般的に抱いているイメージとはやや異なるフランスの姿を知ることができる。

(a) 共和国の意義

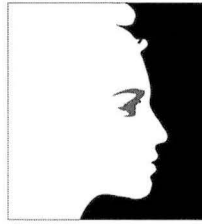
冒頭に、フランス共和国の原則として、一七八九年八月二六日の人権宣言及び歴史的に受け継がれた民主的諸原則を掲げている。フランスは、一七八九年の革命以降、二度の帝政と二度の王政復古、さらにはヒトラーによる侵略とヴィシー政権の誕生という砂鉄を経験し、四度にわたって共和政を再建してきた。したがって、ここでいう「フランス」とは、王政や帝政を排除した「共和国としてのフランス」であり、「歴史的に受け継がれた民主的諸原則」とは、五度の共和政において受け継がれてきた民主的原則を意味することになる。

しかし同時に、次のような共和政の歴史も認識しておかなければならない。すなわち、第一共和政（一七九三―一八〇四）は、皇帝ナポレオン・ボナパルト（ナポレオン一世）の第一帝政に取って代わられ、第二共和政（一八四八―一八五二）は、その初代大統領のルイ・ナポレオン（ナポレオン三世）が自ら起こしたクーデタによってわずか三年で崩壊した。六五年間続いた第三共和政（一八七五―一九四〇）では、チュニジア（一八八一年）、モロッコ（一九一二年）を保護領化するなど植民地支配を強化拡大したが、最後は逆にナチス・ドイツに侵攻され、ヴィシー政権の樹

立によって幕を閉じた。戦後の第四共和政（一九四六―一九五八）は、アルジェリア独立戦争（当時、フランスは、これを「戦争（guerre）」ではなく事件（événements）と呼んでいた。）への対応などで統治上の欠陥を露呈し、大統領の権限を強化した現在の第五共和政が誕生したのである。

次に、共和国のシンボルとされている国旗、国歌、《自由、平等、貢献》及び革命記念日の七月一日（Quatorze Juillet）は日本でもよく知られているが、《マリアンヌ》がシンボルの肖像であることはあまり知られていない。彼女は、自由と共和政を象徴するとされている。

○共和国のシンボルの肖像「マリアンヌ」



フランスが、不可分で、政教分離の（laïque）、民主的かつ社会的な一つの共和国であることは、第五共和国憲法第一条で定めているが、市民憲章では、「不可分」、「政教分離」、「民主的」及び「社会的」の意味をわかりやすく解説している。「民主的」に関し、「法律は一般意思（volonté générale）の表明」であるとして、ルソーの社会契約論を引用しているのが目を引く。

また、平等に関しては、男女の平等に力点が置かれている。両性の法の前の平等を保障するだけでなく、公職や職業的・社会的要職への両性の平等なアクセスを支援するとして、より積極的な女性の平等の促進を謳っている（第五

共和国憲法第一条第二項)。

(b) 単一言語主義

多言語の使用を公式に認めるかどうかは、多文化主義か同化主義かの重要な分岐点となる。フランスでは、第五共和国憲法第二条でフランス語を共和国の言語と定め、単一言語主義をとった。もともと、フランス本土だけで、バスク語、ブルトン語、カタロニア語など一〇の地域言語 (langues régionales) があるが、これらは、第五共和国憲法第七五一条によって、フランスの遺産 (patrimoine) と位置づけられている。

これに関連し、ヨーロッパにおける地域言語や少数言語を保護し、援助することを目的とした「地域・少数言語に関するヨーロッパ憲章 (Charte européenne des langues régionales ou minoritaires)」が一九九二年にヨーロッパ評議会で採択されている。フランスはこれに署名したものの、これを批准するために提案された「地域言語のイメージョン教育のための法律案」(projet de loi pour l'enseignement immersif des langues régionales) は、二〇一六年一月四日の国民議会の委員会で賛成一三、反対一四の僅差で否決されている。反対派の理由の一つは、フランス語が共和国の言語であり、共和国は一にして不可分とされていることであつた。¹⁹⁾

(c) 市民の義務

日本では、フランスについて語る場合に自由や権利の保障が強調されがちだが、市民憲章では、市民の義務についても定めている。当然のことではあるが、フランス人になることには、自由や権利の享受だけでなく、義務が伴う。

市民憲章で掲げられている義務には、他人の権利を尊重する義務のほか、国防に協力する義務、陪審に参加する義

務、さらに、子どもが教育を受ける義務、国家の統一に協力する義務、税及び社会保険料を支払い国の支出に貢献する義務がある。ただし、これらの義務は、第五共和国憲法で具体的に定めているのではなく、個別の法律でその内容を定めている（第五共和国憲法第三四条第一項）。

(d) 「博愛」ではなく「貢献」

これまで日本では、*fraternité* は「博愛」や「友愛」と訳されてきた。しかし、市民憲章で述べられている内容からすると、国家ないし共同体を家族的な関係と捉えた上で、その構成員が互いに助け合い、力を合わせて国家や共同体を維持することを意味しており、日本語で表わすなら、国や共同体に対する「貢献」という訳の方がふさわしいのではないかと思われる。ちなみに、*contribution* も「貢献」であるが、これは一方的な拠出というニュアンスが強い。また、類語に「連帯 (*solidarité*)」があるが、これは利益共同的な関係にある人々が何らかの義務で結びつくことを意味している。⁽²⁰⁾⁽²¹⁾

「貢献」の具体的内容としては、国の防衛や国家の統一に協力する義務が挙げられており、この義務に違反した場合には、フランス国籍がはく奪されるとしている。実際、民法典は、国家の基本的利益の侵害となる犯罪により、又は兵役法典の義務を免れて有罪判決を受けた場合には、フランス国籍をはく奪できることを定めている（同法典第二五条）。

また、各人は、税及び社会保険料を支払うことによつて国の支出に拠出する義務 (*devoir de contribuer aux dépenses de la Nation*) があり、他方、国は健康の保護、母性の安全及び休暇の権利を保障し、共同体は、働くことができないときに適切な生活手段を手に入れる権利を保障するとしている。ここでは、人々の税や社会保険料の拠出を前

提に、健康保護、母性の安全及び休暇は国に対する権利として、生存に適切な手段は共同体 (collectivité) (これには社会保障金庫も含まれるのではないかと思われる。) に対する権利として、それぞれ保障されることを述べている。

なお、「貢献」に関連し、本年一月、「平等と市民権に関する二〇一七年一月二七日の法律」⁽²²⁾ が成立した。その第一編第一章「貢献 (fraternité) を発展させるためすべての市民の共和国との契約を促進する」では、新たに「市民予備役 (réservé civique)」を導入し、生涯を通じた市民予備役活動を制度化している。この予備役活動は、任意的性格の一時的なものではあるが、活動の内容は、国防や治安のほか、教育活動や環境、国際協力など多様な分野が予定されている。

4 終わりに

(1) フランス的同化思想と血統の希薄化

2 (2) で検討したように、フランス共同体への同化を求める「同化要件」が適用されるのは、原則として、当局の決定によるフランス国籍の取得、つまり帰化の場合とされている。ただし、婚姻を理由とする場合 (2 (イ) (b)) は、フランス共同体への同化が消極要件とされている。

ところで、生地主義の中心的規定である 2 (イ) (c) 「フランスでの出生と居住を理由とするフランス国籍の取得」で定められているのは、フランスで生まれ、一一歳以降少なくとも五年間フランスに常居所を有し、かつ、成人の時点でフランスに居住している者である。このような者にフランス人となることを認めるのは、フランスで生まれ、生活し、フランスの教育を受けている者は、フランスの価値観等を共有している蓋然性が高いからであり、これらの事

実に基づき、いわば「みなし同化」がなされているものと考えられる。したがって、その根底にも、帰化の場合と同様の考え方、つまり、フランス人になるためには、フランス語を話し、フランスの歴史、文化、社会を理解し、その基本的な価値に従わなければならないという考え方（以下これを「フランス的同化思想」という。）があることになる。帰化の場合には、これを申請者の知識の確認と市民憲章への同意によって根拠付けたのに対し、生地主義の場合には、フランスでの出生及び一定期間の生活という事実で根拠付けようとしている。生地主義を拡大した一八八九年六月二六日の国籍に関する法律でも、フランスで生まれ、育った子は、フランスと強いつながりで結びついていることを拡大の理由としていた。⁽²³⁾

同様に、2 (イ) (d) 「国籍申請によるフランス国籍の取得」の場合も、「みなし同化」と捉えることができる。なぜなら、フランス人の単純養子となった子、少なくとも五年間フランス人に育てられた子 (①)、一〇年間フランス人の身分占有を享受した者 (②)、少なくとも二五年前から合法的、恒常的にフランスに居住していた者 (③) など、いずれも相当期間にわたるフランスでの居住や生活の事実をフランス国籍を認める根拠にしているからである。

以上のように、民法典は、共同体への同化を明示的に求めている場合は当然として、そうでない場合にも、実質的に同化に準じるとみなせる場合にフランス国籍を認めることができる。そして、その淵源は、血統主義に基づくフランス国籍取得にまで遡ることができる。というのも、一八〇四年の民法典制定の際、生地主義を主張したナポレオン・ボナパルトに対し、老法律家トロンシェは、家族がその姓を代々受け継ぐように国籍も血統によって受け継がれるべきであるとして血統主義を主張し、立法府もそれに賛成したが、これは、「同化」よりも強い絆で結ばれた「血統共同体」がフランス国の基礎となるべきことを宣言したものと捉えることができるからである。⁽²⁴⁾

しかし同時に、民法典は、その制定時から、フランスで生れた外国人について、フランスに定住する意思の届出と

定任の事実を要件として、フランス人の資格を請求する権利を認めており、その後も生地主義による国籍取得を広く認めてきた。その結果、生地主義によって外国人がフランス人となり、その子は血統主義に基づいてフランス人になるというように生地主義と血統主義が交錯し、その結果として、「血統」そのものの希薄化が進むことになる。このため、生地主義か血統主義かという議論をしても、それはフランス人のアイデンティティをどこに求めるかという政治的なレトリックに過ぎないという指摘がなされることになる。²⁶⁾

(2) 価値共同体としての共和国とその限界

「フランス的同化思想」の基礎にあるのは、市民憲章に示された共和的価値や原則である。フランス人になるためには、これらの価値や原則に同意しなければならない。そして、生地主義の導入によって多くの外国人がフランス人になっていることを考えると、フランスという国家は、これら共和的価値や原則によって統合されている国家ということになり、共和的価値共同体としての国家というものを観念することができる。²⁶⁾

しかし、価値共同体としての国家は、それ故にこそ、その限界を露呈する。その一つは、ヨーロッパ共同体（EU）との関係である。市民憲章では、共和国はEUに参加し、その権能のある部分を共同で行使すると宣言している。また、「市民の手引き」にも、フランス市民はEU市民であると記されている。しかし、イギリスのEU離脱の例を挙げてもなく、EUとフランスの利害が常に一致するとは限らない。もし、今後EUとの関係で受ける不利益が極大化した場合に、フランスは、自国の多大な不利益を甘受してもEUとの共同体を維持することができるのか、その場合に守るべき共和的価値とは何かが問われることになる。

他の一つは、共和国の価値に同意せず、さらにはこれを否定するフランス人の存在である。2 (イ) (c) 「フラン

スでの出生と居住を理由とするフランス国籍の取得」の場合、出生と居住という事実だけで「みなし同化」をしており、共和國的価値への明示的な同意を求めている。また、明示的に同意したとしても、それが真意に基づくものとは限らないし、その後に価値観が変わることもあるだろう。しかも、生地主義に基づきフランス人になっても、母国の宗教や慣習にしたがって外国籍の親や友人と同じ世帯や地域で生活を続けているような場合に、フランスで生活しているという事実から共和國的価値に同意したとみなせるとは限らない。さらに言えば、「市民の手引き」でフランスの歴史や文化を学ぶことは、植民地帝国フランスのかつての被支配民にとっては、祖国が蹂躪された歴史や文化を学ぶことである。また、キリスト教とイスラム教という数世紀にわたる軋轢を背景に、IS（イスラム国）などイスラム過激派への敵視が穏健なイスラム教徒に対する迫害につながる可能性は、常に存在する。

これらの歴史的、社会的要因は容易に除去される性質のものでない以上、価値共同体の根幹をなすフランス共和國的価値は、社会の変化の中でその妥当性が問われ続けることになる。

※本研究は、科学研究費助成事業（課題番号26360084）の助成を受けている。

注

(1) 江口隆裕「シンガポール共和国憲法と多文化主義—マレーシア連邦憲法の継受と否定—」神奈川法学第四九巻第一・二・三合併号（二〇一七年）一一七—一二頁。

(2) 文化社会論の立場から、同様の問題意識に基づき書かれたものとして、三浦信孝『現代フランスを読む』（大修館書店、二〇〇二

- 年)二一〇頁以下。
- (3) LOI n° 93-933 du 22 juillet 1993 réformant le droit de la nationalité.
- (4) 江口隆裕「フランスにおける移民政策の展開—マダレブとの関係を中心に—」(二)「神奈川法学第四七巻第一号(二〇一四年)三八—四一頁。
- (5) 一七九一年憲法では「能動的市民」と「フランス市民」という用語を用いていたが、一七九三年憲法以降の憲法では、能動的市民という用語は用いていない。その後も、「フランス人 (français (e))」と「フランス市民 (citoyen (ne) / s français (e))」は必ずしも統一的に用いられている訳ではないが、以下本稿では、理解の便宜のため、フランス国民を「フランス人」と、フランス国民のうち政治的権利主体となる者を「フランス市民」と表記することとする。
- (6) 江口・前掲注(4)四二—四三、五〇頁。
- (7) 江口・前掲注(4)四四—四五、五〇頁。
- (8) 江口・前掲注(4)四六—四七、五〇頁。
- (9) 江口・前掲注(4)四八—四九頁。
- (10) 江口・前掲注(4)五一—五二頁。
- (11) 江口隆裕「フランスにおける移民政策の展開—マダレブとの関係を中心に—」(四)「神奈川法学第四八巻第一号(二〇一五年)一一頁。
- (12) 山口俊夫編『フランス法辞典』(東京大学出版会、二〇〇二年)二六二頁。
- (13) Décret n° 93-1362 du 30 décembre 1993 relatif aux déclarations de nationalité, aux décisions de naturalisation, de réintégration, de perte, de déchéance et de retrait de la nationalité française.
- (14) la circulaire n° NOR IOCN1132114C du 30 novembre 2011 relative au niveau de connaissance de la langue française requis des postulants à la nationalité française.
- (15) <https://www.immigration.interieur.gouv.fr/Accueil-et-accompagnement/La-nationalite-francaise/Le-livret-du-citoyen> (2017. 06. 21アクセス)
- (16) Décret n° 2012-127 du 30 janvier 2012 approuvant la charte des droits et devoirs du citoyen français prévue à l'article 21-24 du code civil.
- (17) la circulaire n° NOR INTV1234497C du 16 octobre 2012.

- (18) 江口・前掲注(1) 二二―二三頁。
- (19) <http://www.assemblee-nationale.fr/14/crt/2015-2016/20160102.asp#P688753> (2017.6.21 アクセス)。なお、フランス本土以外の海外県・領土には六五の地域言語があり、これが問題をより複雑にしている。
- (20) Le Nouveau Peit Robert de la langue française © Dictionnaires Le Robert - SEJER, 2008 nouvelle édition.
- (21) 伊奈川秀和『フランス社会保障法の権利構造』(信山社、二〇一〇年) 一四八頁は、「友愛」について、実定法上明確な位置付けを付与された概念ではなく、連帯と同じような意味での規範性を見出すことは困難であるとする。しかし、同書が出版された後の二〇一二年一月三〇日のデクレによって、本文で述べた市民憲章が定められ、「貢献」の内容が明らかとされた。伊奈川秀和『社会保障法における連帯概念―フランスと日本の比較分析―』(信山社、二〇一五年) 四五―四六頁では、連帯原理を「貢献による連帯」と「帰属による連帯」に分けることを提唱しているが、市民憲章の内容からすると、「貢献」は、いずれの内容も含み得るようにみえる。
- (22) LOI n° 2017-86 du 27 janvier 2017 relative à l'égalité et à la citoyenneté.
- (23) 江口隆裕「フランスにおける移民政策の展開―マグレブとの関係を中心に―(五)」神奈川法学第四八巻第二・三合併号(二〇一五年) 二二―二三頁。現行の民法典は、二重の生地主義はとっていないが、その根本にある考え方は変わらないと思われる。
- (24) 江口・前掲注(4) 五二―五四頁。
- (25) Hugues Fulchiron, "Les enjeux contemporains du droit français de la nationalité à la lumière de son histoire", *Pouvoirs* 160, 2017, p. 14.
- (26) *Ibid.*, pp 7 et 15. ただし、Fulchiron は、価値や原則による国家統合ということ自体、現実 (réalité) というより、政治的神話 (mythologie politique) だとする。